

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊石垣駐屯地
第 4 4 5 会計隊長 佐藤 俊

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6S8R1WT00190		6SYK1C20011 0001						
品名 または 件名								
石垣（８）産業廃棄物収集運搬処分（がれき類）　ほか1件								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
予定数量	単位	銘　柄		使　用　期　限　等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
10.00	TN							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
石垣駐業				石垣駐業管理科　黒木技官（３２４）				
搬　入　場　所				納　期　ま　た　は　工　期				
石垣駐業管理科　黒木技官（３２３４）				令和9年3月26日（金）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

西部方面会計隊ホームページ、陸上自衛隊石垣駐屯地第 4 4 5 会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年7月1日（水）10時00分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(入札参加資格)

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の九州・沖縄地区で、「役務の提供等」の D 級以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者。
※ 資格審査結果通知書（写）を入札前までに提出すること。（FAX可）
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

8 公告の提示場所

西部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin>）陸上自衛隊石垣駐屯地 石垣市商工会

9 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし落札価格の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0

分の10以上の金額を違約金として徴収する。

10 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札条件に違反した入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者がだれであるか識別し難い入札
- (5) 電報による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

11 契約書等の作成の要否

- (1) 落札決定後、産業廃棄物に関する契約書を作成する。細部については落札決定後、落札者に説明する。
- (2) 適用する契約条項
 - ア 単価契約に関する特約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - ウ 暴力団排除に関する特約条項

12 落札決定方法

- (1) 単価（予定総価）による。
予定総価（各品目の予定数量×単価の予定合計額）が予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 その他

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (3) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、入札及び契約心得を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (4) 入札書が代表者の代理の場合は、入札時までに「委任状」を提出すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直接的な接触を局限するため、郵便による入札を追求する。
- (6) 郵便により入札に参加する場合は、令和8年6月30日（火）17時00分までに発送者の責により、契約担当官に必着すること。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載し「入札書在中」の旨を朱書きにより明記すること。また、手交については、入札時間前までに提出すること。
- (7) 初度入札において不調となった場合、再度入札の時期等については別途連絡します。
- (8) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (9) 入札及び契約条項に関する問い合わせ先
〒907-0003 沖縄県石垣市字平得1273番地404
陸上自衛隊石垣駐屯地 第445会計隊 契約班 担当：渡邊
TEL 0980-98-0008（内線343）
FAX 0980-82-1145（直通）
- (10) 仕様書等に関する問い合わせ先
陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科 担当：黒木
TEL 0980-98-0008（内線324）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S8R1WT00190								
NO	調達要求番号		物品番号	単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
	品 名				使用期限等			引 渡 場 所		
	部品番号 または 規格							搬 入 場 所	検 査	
	使用器材名				仕様書番号			グループ	納 期	包 装
1	6SYK1C20011	0001		TN	10.00				石垣駐業	
	石垣（８）産業廃棄物収集運搬処分（がれき類）							石垣駐業管理科 黒木技官（３２４）		
	仕様書のとおり							石垣駐業管理科 黒木技官（３２３４）		
								令和9年3月26日		
2	6SYK1C20011	0002		TN	5.00				石垣駐業	
	石垣（８）産業廃棄物収集運搬処分（混合廃棄物）							石垣駐業管理科 黒木技官（３２４）		
	仕様書のとおり							石垣駐業管理科 黒木技官（３２３４）		
								令和9年3月26日		
			- 以 下 余 白 -							

石垣（８）産業廃棄物収集運搬処分

件 名	石垣（８）産業廃棄物収集運搬処分				
図面名称	表 紙				
業務隊長	管理科長	工事企画			作成者
縮 尺	——	作成年月日	R8. 6. 10	図面番号	1/3
石垣駐屯地業務隊 管理科 営繕班					

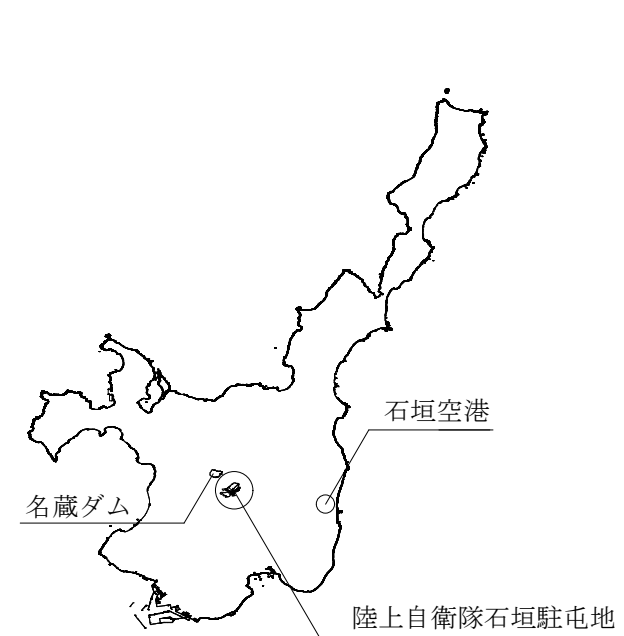
仕 様 書

- 1 件 名
石垣（８）産業廃棄物収集運搬処分
- 2 実施場所
沖縄県石垣市字平得大俣１２７３番４０４ 陸上自衛隊石垣駐屯地
- 3 概 要
産業廃棄物（混合廃棄物）の収集運搬処分

4 処分予定数量等

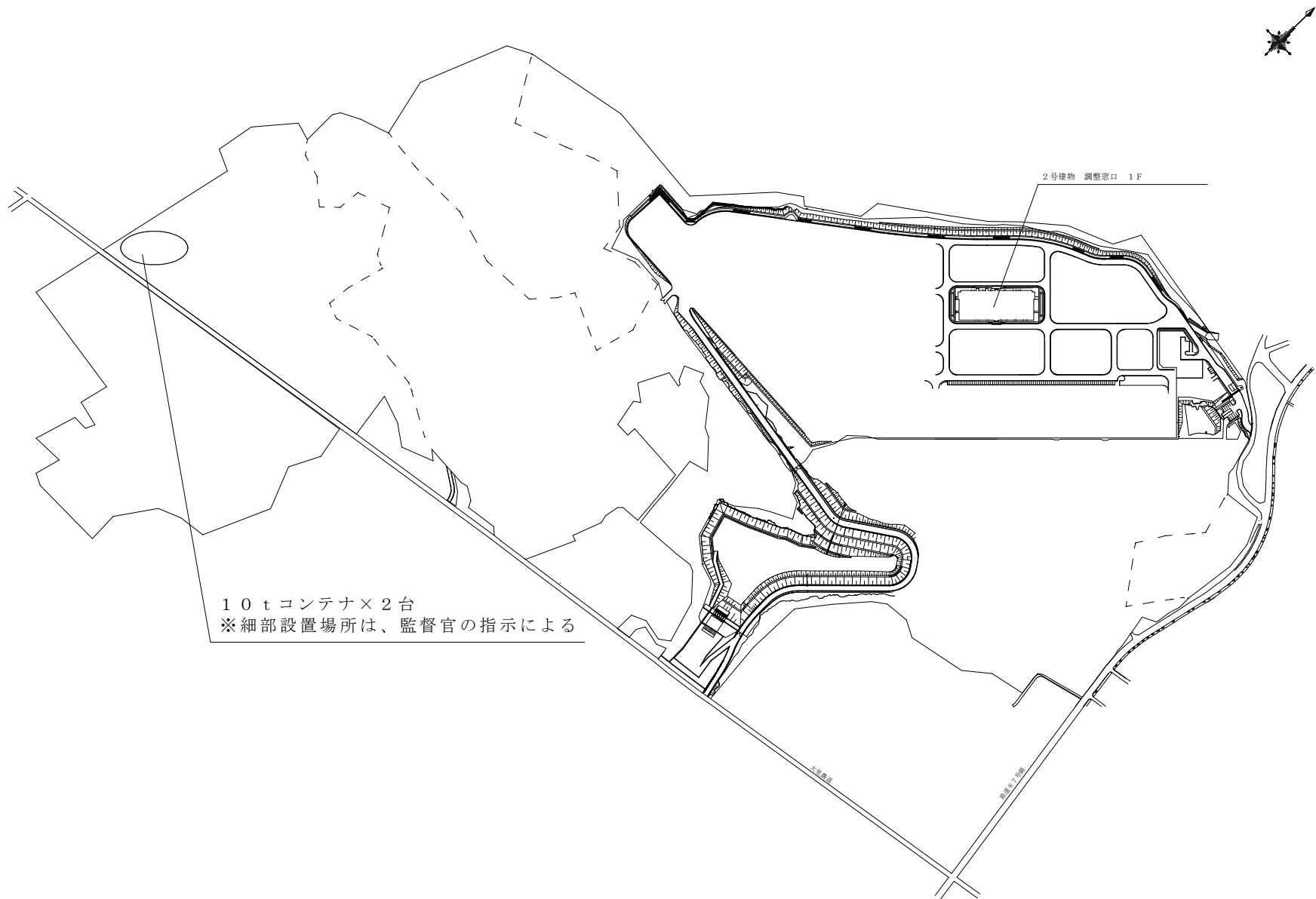
処 分 品 目	単 位	予 定 数 量	備 考
がれき類	m ³	１０	コンクリート殻 コンテナ×１台
混合廃棄物	m ³	５	金属くず、木くず、廃プラ類 コンテナ×１台

- 5 一般事項
- (1) 請負業者は収集運搬処分にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本役務は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意し実施すること。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
- (3) 安全には十分に注意を払い、安全管理を徹底すること。
- (4) 仕様書に記載していない事項及び疑義が生じた場合は、監督官と協議するものとし、処分に關し必要な事項は請負者の責任において実施すること。
- 6 特記事項
- (1) 本役務契約後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき請負者が許可されている事項（収集、運搬処分）の許可証の写しを監督官に１部提出して承認を受けること。
- (2) 本役務の写真は、着手前、作業中、完了時、主要な作業状況、隠蔽箇所及び監督官の指示する箇所を撮影し、簿冊に整理して監督官に１部提出するものとする。
- (3) 運搬した産業廃棄物は、計量器により重量を計測し計測結果を監督官に報告すること。
- (4) 請負者は、処理場より発行された重量票（写）等、重量証明が可能な書類を１部監督官に提出すること。
- (5) 請負者は、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」をコンテナ１台／回に１部処理し、廃棄物が最終処分が終了した際は、同票（Ｅ票）を工期内に監督官に提出すること。
- (6) 本役務で運搬する産業廃棄物の数量は予定数量のため、監督官と十分に調整し、運搬すること。
- (7) 請負者は、産業廃棄物収集用コンテナを監督官が指示した場所に設置すること。大きさは１０ｔコンテナとし、搬出する時期は官側より連絡する。連絡後速やかに運搬処分すること。また、運搬中に産業廃棄物が飛散しないようにシート掛け等必要な処置を行って運搬すること。
- (8) 完成検査は、役務完了及び監督官が指示した全ての書類提出をもって工期内に実施すること。
- (9) 駐屯地からの搬出については監督官の指示した期日までに実施すること。
- (10) 本役務を実施する前に一度、現地確認を実施すること。
- (11) コンテナの残置期間（リース期間）は、２ヶ月とする。



案内図 S = 1 / X

件 名	石垣（８）産業廃棄物収集運搬処分				
図面名称	仕様書・案内図				
縮 尺	——	作成年月日	R8.6.10	図面番号	2/3
石垣駐屯地業務隊 管理科 営繕班					



件 名	石垣（8）産業廃棄物収集運搬処理				
図面名称	配置図				
縮 尺	図 示	作成年月日	R8.6.10	図面番号	3/3
石垣駐屯地業務隊 管理科 営繕班					